

大平小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり・学校づくりを推進する。

また未然防止の取り組みが着実に成果を上げられるように、定期的な学校生活アンケートを実施したり、日常的な児童の学校生活の満足度をはかるアンケートを実施したりして適宜評価していく。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間・場所で行われたり、遊びやふざけであるかのように行われたりするなど、判断しにくい形で行われることを認識する。いじめの早期発見には、たとえささいなことであってもわずかな兆候も見逃さないよう、常に「いじめではないか」との疑いをもって、積極的に認知していく必要がある。

そこで、本校ではいじめに関する情報を得るために以下のことに取り組む。

- ・小規模校の特徴を生かし、全職員が児童全員を見守り育てる意識をもち、授業中はもちろんのこと、休み時間、給食時間、清掃活動、たてわり活動、放課後の時間等の様子に目を配る。
- ・気になる児童については、職員会議や打ち合わせの中で情報の共有をはかる。
- ・2ヶ月に1回程度、学校生活アンケート<資料1>を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・児童クラブと連携し、必要に応じて情報交換を行う。
- ・教育相談の機会を利用して、保護者から交友関係や悩みなど、児童の現状について把握する。
- ・いじめに関する情報は「児童理解記録簿」に記載するとともに必要に応じて教職員全体で共有する。

(3) いじめに対する措置

1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①児童の安全確保

- ・遊びやふざけなど、いじめが疑われたり、いじめに発展したりしそうな行為を発見した場合はすぐにその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめを受けた児童や、知らせてきた児童の安全を確保する。

②組織的対応

- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ問題対策委員会で直ちに共有する。
- ・いじめ問題対策委員会が中心となり速やかに関係児童からの事情聴取を行うなどして、いじめ事実の有無を確認する。

- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

2) いじめを受けた児童・その保護者への支援

①いじめを受けた児童への対応

- ・共感的に傾聴し、親身な対応をする。つらさや悔しさを受け止め「あなたがわるいわけではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるように留意する。
- ・教師は絶対的な味方であることを伝え、具体的な支援策を示す。
- ・不安を訴える場合には、当該児童を複数の教職員による見守りを行うなど安全の確保を行うなど具体的に行動する。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

②保護者に事実関係を伝える

- ・その日のうちに家庭訪問等により迅速、正確に保護者に事実を伝える。いじめを受けた児童・保護者に徹底して守り抜くことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ・保護者の心情に配慮して発言を心がけ保護者との信頼関係を構築するように努める。

③教育環境の確保

- ・いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するため、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりする。
- ・心理的なケアが必要とされる場合はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

④継続的な支援

- ・いじめが解決されたと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

4) いじめた児童・その保護者への助言

①再発防止

- ・いじめた事実が明らかになった場合、複数の教職員、または外部専門家なども加わり、組織的に対応しいじめをやめさせ、その再発を防止する。

②保護者への助言

- ・その日のうちに家庭訪問等により迅速、正確に保護者に事実を伝え、理解と納得をえる。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③いじめた児童への指導

- ・いじめの事実が明らかになった場合、不満等の訴えを聞き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、ときに生命までも脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童のつらさに気づかせる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導する。

- ・改善が見られない場合には、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。
 - ・心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するなど、毅然とした対応をする。
 - ・重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。
- 5) いじめが起きた集団への働きかけ
- ①「観衆」「傍観者」を作らない指導
 - ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
 - ・いじめに対して同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ②望ましい集団づくり
 - ・いじめの解決とは、加害児童・被害児童間の謝罪ではなく、関係修復、そしてかわっていない児童も含めて学級の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、あらたな活動に踏み出すことをもって判断する。
 - ・MAPなどの手法を取り入れて、すべての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- 6) ネット上のいじめへの対応
- ・本校では携帯メールの使い方での問題が報告されている程度であるが、今後携帯電話の普及状況や、インターネット利用状況の変化を考慮し、情報モラル教育の充実を図ることにより未然に防止するようにする。
 - ・ネット上での関係も、日常の対人関係の延長として捉え、常識の範囲内での利用を心がけさせる。

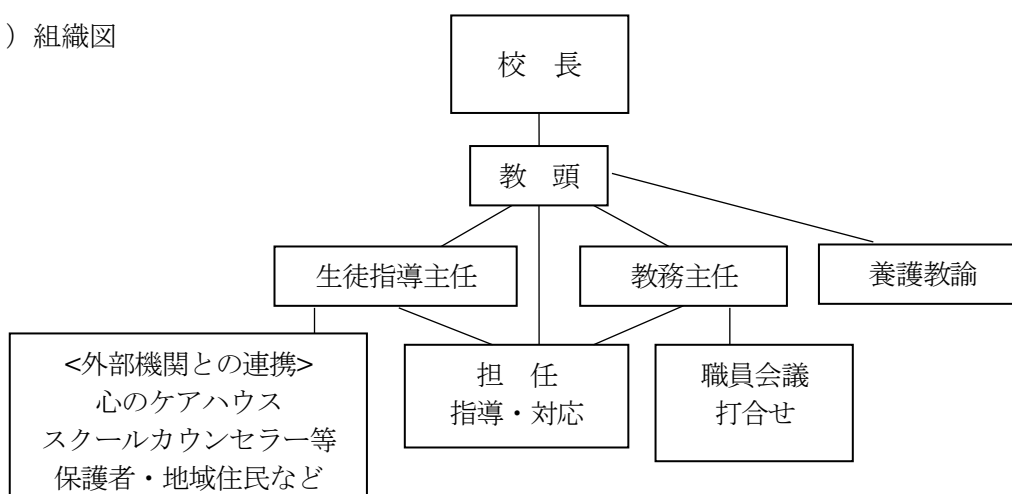
【校内いじめ問題対策委員会】

校長をはじめ、関係する全職員が構成する。

構成メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該児童担任、養護教諭など

場合によっては、前年度担任、きょうだいのいる学年の担任なども含まれる。

(1) 組織図



<資料1>いじめ発見のためのアンケート

児童の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的にアンケートを実施する。

1 対象

全学年児童

低学年については挙手による把握も可。

2 実施について

(1) 実施方法

アンケートは記名式で、2ヶ月に1回程度実施し、学級経営等の参考にする。

(2) アンケート

学校生活アンケート(3月) 年 番 第 名 ()

このアンケートは、みなさんが、楽しい学校生活を送ることができるようにするためのものです。
今の学年になって、当てはまるものに口をつけてください。

- 1 学校生活は楽しいですか
(1)とても楽しい (2)楽しい (3)あまり楽しくない (4)楽しくない

わけは?

- 2 今、こまっていることや先生に相談したいことはありますか?
(1)ある (2)ない

ある人はどんなこと?

- 3 今、だれかから何かをされて、嫌な思いをしたことはありますか?
(1)いる (2)いない (3)答えられない

だれに? どんなことをされている?

- 4 このごろ、だれかが、何かをされて嫌な思いをしているのを見たことがありますか?
(1)ある (2)ない

だれが? どんなこと?

- 5 今、先生にいいたいこと、してほしいことがあれば、どうぞ。

※項目の5については、その時の児童の傾向に合わせて変更も可。

(3) 活用例

「学校が楽しくない」「困っていることや相談したいことがある」「嫌な思いをしている」または、「こたえられない」「だれかが嫌な思いをしているのを見たことがある」にチェックされている場合は、個別に面接、聞き取りなどを実施する。